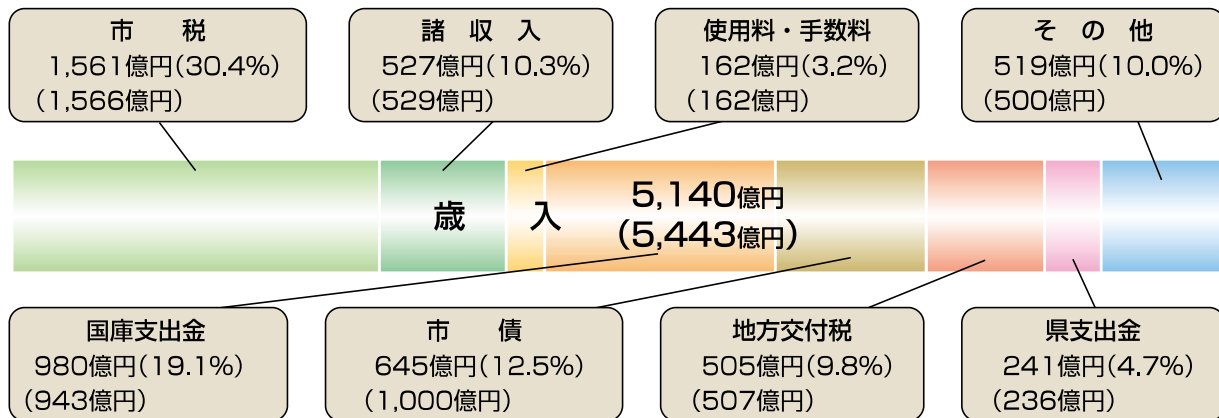


3 平成 28 年度決算・健全化指標

(1) 一般会計決算

歳入歳出規模：歳入5,140億円、歳出5,110億円。歳入は過去18番目、歳出は過去17番目の決算規模。
 実質収支^{※7}：12億79百万円の黒字。昭和42年以降50年連続の黒字。

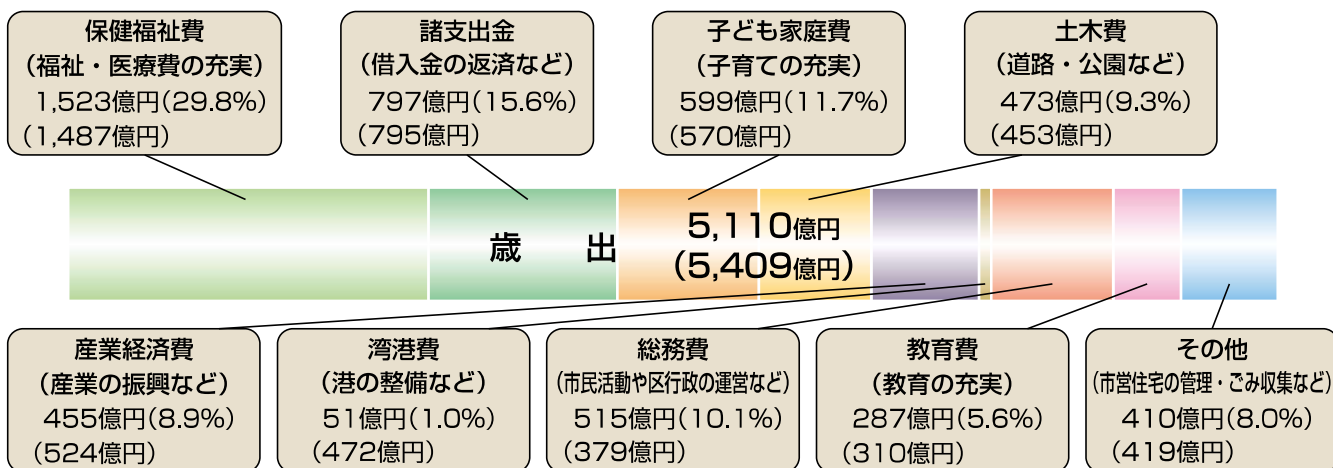
1 歳入 市の収入には、どのようなものがあるのですか？



※下段()は平成27年度決算額

歳入には、市税、地方交付税、国庫支出金、市債などがあり、全体のうち市税の割合が最も大きく、30.4%を占めています。

2 歳出 税金などの収入はどのような分野に使われているのですか？



※下段()は平成27年度決算額

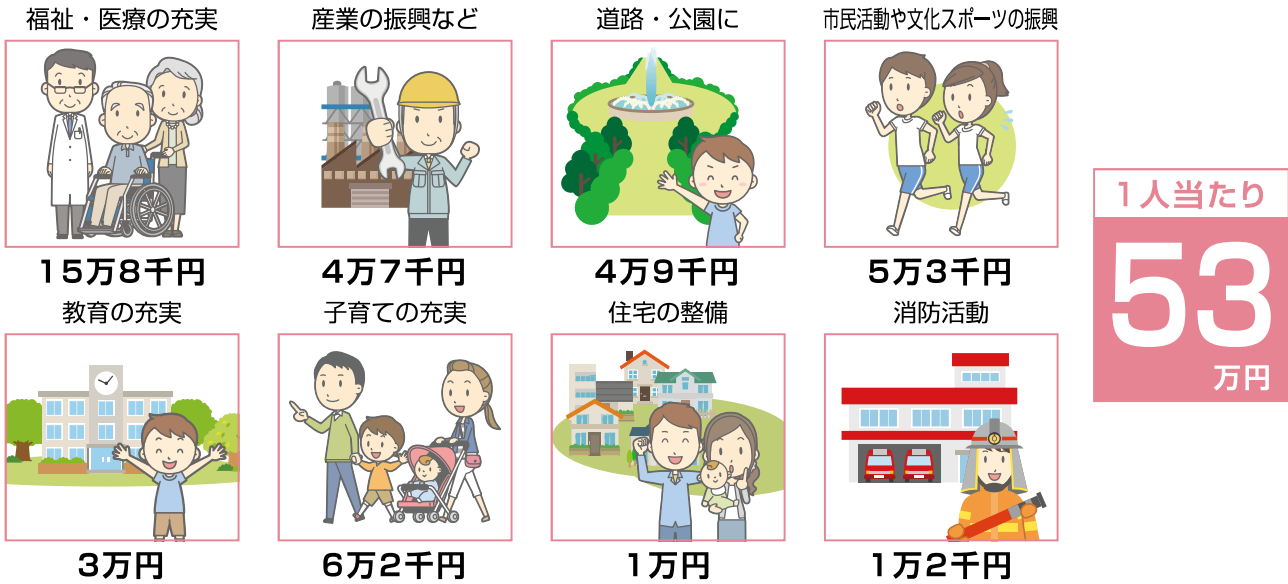
歳出決算の特徴として、
 高齢者や障害者の福祉サービス、生活保護費、医療保険事業への支援等の福祉・医療の分野で29.8%を占めています。
 借りたお金の返済などにかかる経費に15.6%、子育て環境の充実に11.7%、道路・河川・公園等の整備で9.3%を占めています。

用語解説

※7【実質収支】歳入決算総額から歳出決算総額を差引いた額から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額です。

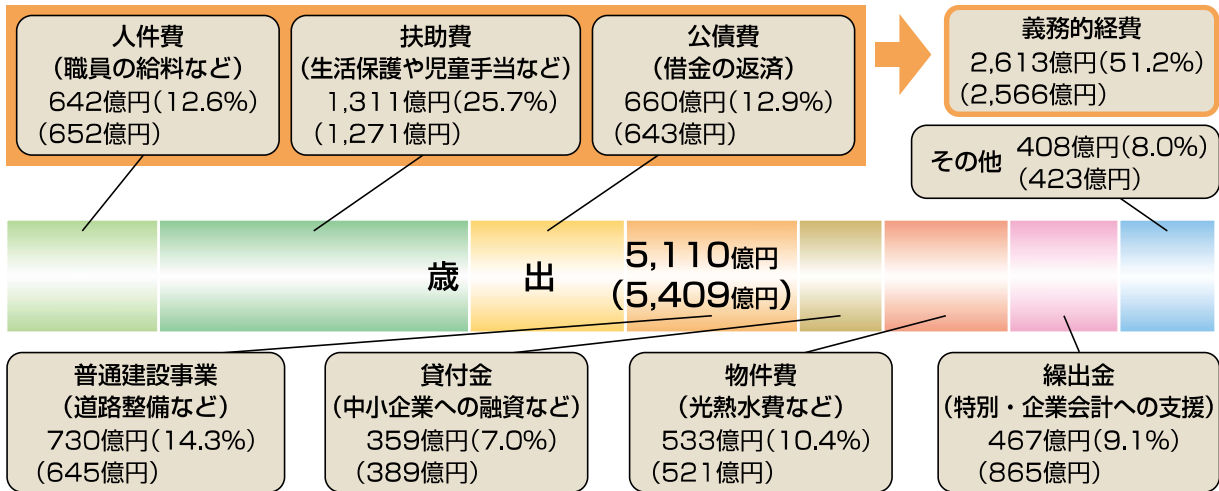
3 一般会計の歳出決算を市民一人あたりに換算するといくらになりますか？

一般会計の歳出決算を市民一人あたりに換算すると約53万円になり、市民生活の向上や地域経済の活性化などいろいろな施策に取り組んでいます。



※人口は、平成29年1月1日現在の住民基本台帳人口を使用

4 税金などの使い方を性質別に見ると、どのようになっているのでしょうか？



※下段()は平成27年度決算額

法律などにより支出が義務付けられている義務的経費（職員の給与などの人件費・生活保護費や児童手当などの扶助費、借金の返済にあたる公債費）が全体の51.2%を占めています。

人件費は、職員数の削減などに取り組んでおり、抑制に努めています。

扶助費は、高齢社会の進展に伴い増加が予想されます。

公債費は、今後も高い水準にとどまることが予想されます。

(2) 特別会計^{※8} 決算

特別会計の実質収支は、22会計中19会計が黒字、3会計が歳入歳出差引きゼロとなっています。

(3) 企業会計^{※9} 決算

企業会計の損益収支は、5会計中2会計が赤字となっています。

用語解説

※8 【特別会計】 国民健康保険や介護保険など特定の事業を特定の収入によって行い、その収支を明確にするために一般会計から独立させた会計です。(22会計)

※9 【企業会計】 水道事業や交通事業など民間企業と同じように、事業で収益をあげて運営されている会計です。(5会計)

【参 考】平成28年度 会計別決算収支状況

(1) 一般会計及び特別会計

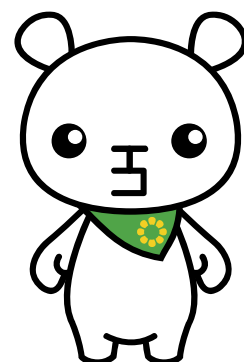
(単位:百万円)

会 計 名	歳入総額 (A)	歳出総額 (B)	歳入歳出差引額 (形式収支) (C)=(A)-(B)	翌年度へ繰越 すべき財源 (D)	実質収支 (E)=(C)-(D)	
一 般 会 計	514,002	510,973	3,029	1,750	1,279	
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険	131,304	127,547	3,757	0	3,757
	食 肉 セ ン タ ー	404	314	90	0	90
	卸 売 市 場	893	712	181	0	181
	渡 船	737	671	66	0	66
	競 輪 、 競 艇	115,996	113,135	2,861	444	2,417
	土 地 区 画 整 理	1,849	1,609	240	35	205
	土地区画整理事業清算	4	1	3	0	3
	港 湾 整 備	5,213	4,202	1,011	0	1,011
	公 債 償 還	190,764	190,764	0	0	0
	住宅新築資金等貸付	264	22	242	0	242
	土 地 取 得	2,363	2,363	0	0	0
	駐 車 場	520	353	167	0	167
	母子父子寡婦福祉資金	932	572	360	0	360
	産 業 用 地 整 備	1,566	348	1,218	0	1,218
	廃 棄 物 発 電	4,836	4,836	0	0	0
	漁 業 集 落 排 水	130	112	18	0	18
	介 護 保 険	91,456	88,807	2,649	0	2,649
	空 港 関 連 用 地 整 備	25	1	24	0	24
	学 術 研 究 都 市 土 地 区 画 整 理	6,066	3,316	2,750	83	2,667
	臨海部産業用地貸付	446	446	0	0	0
後 期 高 齢 者 医 療	15,097	14,509	588	0	588	
市 民 太 陽 光 発 電 所	197	77	120	0	120	

(2) 企業会計

(単位:百万円)

会 計 名	損益収支	単年度 実質収支	平成28年度末 資金剰余
上 水 道 事 業	2,498	335	5,600
工 業 用 水 道 事 業	476	16	1,775
交 通 事 業	△ 32	△ 82	1,565
病 院 事 業	△ 1,234	△ 340	3,377
下 水 道 事 業	1,578	△ 162	2,931



©ていたん北九州市

(3) 健全化判断比率について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき北九州市をはじめ各自治体は、財政の健全性に関する比率（「健全化判断比率」及び「公営企業の資金不足比率」）を平成19年度決算から公表しています。

【本市の健全化判断比率（平成28年度決算）】

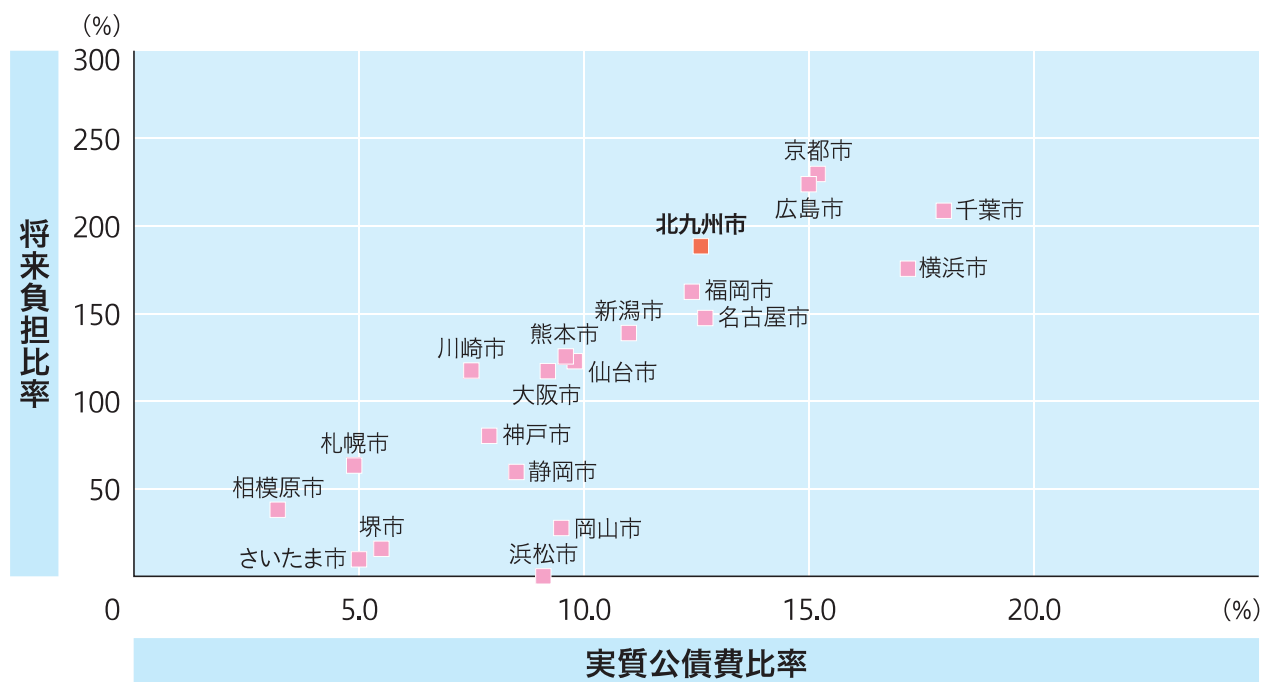
指 標	内 容	※11	※12	北九州市の比率	
		早期健全化基準 (経営健全化基準)	財政再生基準		
健全化判断比率	①実質赤字比率	標準財政規模に対する一般会計等の赤字の割合です。※10	11.25%	20.0%	- (-)
	②連結実質赤字比率	標準財政規模に対する全会計の赤字の割合です。	16.25%	30.0%	- (-)
	③実質公債費比率	標準財政規模に対する1年間で支払った借入金返済額などの割合です。	25.0%	35.0%	13.7% (12.6%)
	④将来負担比率	標準財政規模に対する将来市が支払う借入金返済額などの割合です。	400.0%		187.9% (188.3%)
⑤資金不足比率	公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する割合です。	20.0%		- (-)	

下段()は平成27年度決算

本市は実質赤字のため比率なし

【実質公債費比率と将来負担比率における政令市の状況（平成27年度決算）】

健全性という点で、実質公債費比率は政令市中15位、将来負担比率は政令市中17位となっています。



用語解説

※10 【標準財政規模】 地方公共団体が標準的に収入しうる市税や普通交付税などの一般財源(用途を定められていない財源)の大きさを示すものです。

【一般会計等】 一般会計に母子父子寡婦福祉資金特別会計、住宅新築資金等貸付特別会計など7会計を加えたものです。

※11 「早期健全化基準」、※12 「財政再生基準」って何？

○地方財政の健全化に関する新たな法律に定められた2つの基準です

平成20年4月1日から、これまでの法律に代わり、新たに「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が施行されました。この法律は、地方公共団体の赤字や借金返済の程度といった財政状況を表す4つの指標がそれぞれ一定の基準を超えた場合に、その程度に応じて、地方公共団体に財政健全化の対策を義務づけることなどを定めています。この「一定の基準」が「早期健全化基準」と「財政再生基準」です。

○早期健全化基準を超えた場合は…

早期健全化基準を超えた地方公共団体は、自ら財政健全化の計画を作って公表し、議会や住民のチェックを受けながら財政を建て直すことを義務づけられます。

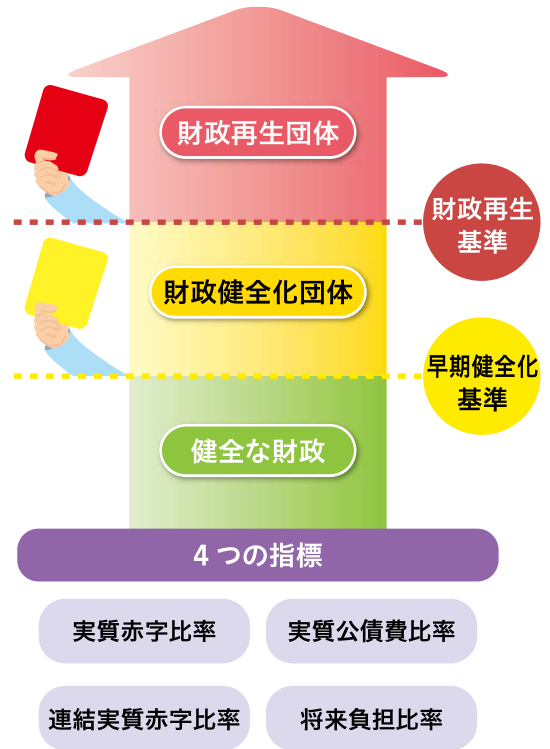
これはいわば「警告」の段階、サッカーの試合に例えるなら、イエローカードを出された状態といえます。

○財政再生基準を超えた場合は…

財政再生基準を超えた地方公共団体は、もはや自力で再生できない「財政破たん」の状態と判断され、国の指導監督の下で財政の建て直しを行うこととなります。サッカーの試合に例えるなら、レッドカードを出された状態といえます。

○北九州市の財政は…

本市の場合、現在のところ4つの指標はいずれも早期健全化基準を超えていません。しかし、財政の基礎体力が弱い本市はこのまま何しなければ近い将来、早期健全化基準どころか、財政再生基準を超えてしまうおそれもあるのです。



？ もしも、「財政再生団体」になってしまったらどうなる？

1. 財政再生計画

「財政再生団体」になると、「財政再生計画」を定めなければなりません。

2. 財政再生計画の策定手続、国の同意等

財政再生計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、総務大臣への報告が必要となります。

3. 市債の発行（借金）の制限

財政再生計画に総務大臣の同意を得なければ、原則として市債の発行（借金）ができません。

4. 国の勧告等

財政の運営が計画に適合しないと認められる場合等には、総務大臣から予算の変更等必要な措置の勧告を受けることとなります。

このように「財政再生団体」になると、国の指導監督の下、財政再生に向けて計画的に取り組まなければならない、歳入・歳出の両面において住民に多大な負担を強いることになってしまうかもしれません。

※影響が想定される事項例

【歳入に関する事項】

- ・市税の引き上げ
- ・使用料、手数料の引き上げ

【歳出に関する事項】

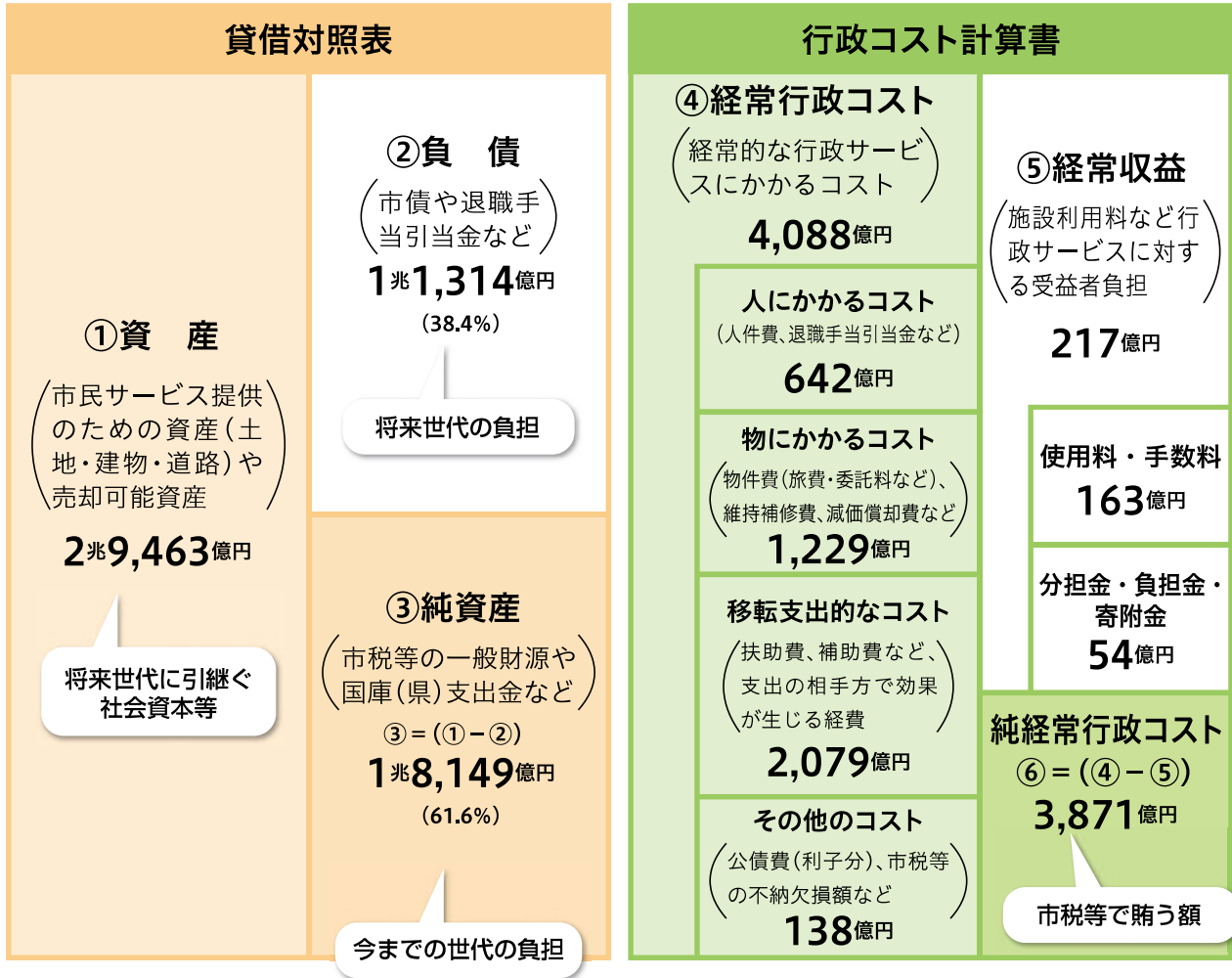
- ・職員数の削減等の人件費抑制
- ・学校など公共施設等の休止・廃止・縮小等
- ・市主催のイベント中止や地域イベントの補助金廃止等

(4) 本市の財務書類（普通会計）【平成27年度決算】

本市では、平成20年度決算から、より一層の情報開示や適正な管理を進めることを目的とした新たな財務書類である「貸借対照表」、「行政コスト計算書」（損益計算書に相当）、「資金収支計算書」（キャッシュフロー計算書に相当）、「純資産変動計算書」の4表を作成しています。

※ここでは、貸借対照表と行政コスト計算書を掲載していますが、詳細な資料については、北九州市ホームページをご覧ください。

普通会計（歳入・歳出）



資産形成に資するもの

年度末において市が保有する資産、負債等のストックの状況を総括的に表示したものです。

これまでの行政活動によって形成された建物や土地などの「資産」、将来返済しなければならない「負債」、資産形成のために投入された市及び国・県の負担を意味する「純資産」に関する情報を表しています。

$$\text{資産【市民の財産】} = \text{負債【将来世代の負担】} + \text{純資産【今までの世代の負担】}$$

資産形成につながらないもの

経常行政コストに対し、使用料等の経常収益で賄いきれず地方税等により賄われるコストが、純経常行政コストとして示されています。